明応関東地震と年代記

―『鎌倉大日記』と『勝山記』―

片 桐 昭 彦

（東京大学 地震火山史料連携研究機構・地震研究所）

はじめに

本稿の目的は、15 世紀末頃に相模トラフで発生したと考えられる関東地震の年次を再検討するとともに、その史料となる年代記について考えることにある。

歴史地震研究にとって年代記が重要な史料であることは従来指摘されている [(1)]。年代記とは、歴史上の主な出来事や事件、天皇・将軍等の代替わりなどを年代順に記録した年表史料であり、17 世紀以降に作成されたものを含めると日本各地に残存する。とくに中世の地震研究においては、京都・奈良などの畿内地域に比べ、文書や日記などの史料の少ない東日本や中国・四国・九州などの地方の地震を知るには不可欠な史料である。しかし、年代記には後世に加筆・編集されたものが多く、歴史史料としては文書や日記などに比べて記録内容の信頼性は低いとされる。

それゆえ歴史地震研究にとって年代記全般の史料批判が必要である [(2)]。年代記の研究が比較的に進展しているのは国文学の分野であるが、古典文学作品と多様な年代記との比較研究を通じ、相互の典拠・引用の関係性などから文学作品の成立過程を論じることを目的としたものが多く、歴史史料としての評価や記述の正しさを問うものは少ない。いっぽう歴史学による年代記の研究は、特定の年代記を個別に分析するものは見られるが、年代記の全般的な史料批判は十分ではなく、年代記の史料としての類型化や評価にまでは至っていないのが現状であると言えよう。

しかし、歴史地震に目を向けた研究においては、田良島哲氏は、『永光寺年代記』などを素材として、年代記の信頼性を評価するために、そのもとになった原年代記を検討し確定していく手続きが必要であると指摘している [(3)]。また矢田俊文氏は、『重撰倭漢皇統編年合運図』・『加納家年代記』・『生田本鎌倉大日記』・『神明鏡』・『東州雑記』・『越後年代記』などの年代記の地震・噴火の記事と出典を具体的に検討し、年代記のもつ史料の性格を明らかにするなど [(4)]、年代記を史料として具体的に活用する動きがみられる。田良島氏・矢田氏らが述べるように、年代記を歴史地震研究に用いるためには、年代記の史料的性格を明らかにし、どのような形で信頼できる記事を含んでいるのかなどを慎重に見極めていかなければならない。

年代記の記事の出典は、おおよそＡ既存の年代記（原年代記）、Ｂ既存の文献等、Ｃ既存の伝承等、Ｄ編纂者が実際に経験・見聞したことからなる。そのため記された時代や内容ごとに史料の信頼度に差異があり一律に使うことはできない。しかし、Ａ～Ｃの記事は、慎重に史料批判を行わなければ使えない史料であるが、Ｄの編纂者の実体験による記事は、信頼でき同時代史料として使うことができると言えよう。Ｄの記事は、編纂者が生まれ記憶が鮮明に残る時期から、年代記が成立するまでの間の時期のものである。

さて私は以前、年代記である『鎌倉大日記』の写本を史料学的に検討した [(5)]。考古学を専門とす

る金子浩之氏が、静岡県伊東市の宇佐美遺跡から出土した 15 世紀末の津波堆積物を、明応 7 年 8 月 25 日（1498 年 9 月 20 日）の東海地震ではなく相模トラフ地震のものであるとし、明応 4 年 8 月 15 日（1495 年 9 月 3 日）に鎌倉を地震津波が襲ったとする『鎌倉大日記』の記事などに注目したこと [(6)] を受けてのことである。

その結果、『鎌倉大日記』彰考館本の原本における応仁元年（1467）頃から文亀元年（1501）までの記事の多くは、後柏原天皇の在位期間中とくに文亀元年直後頃、鎌倉ないし近辺の居住者が記述したことを明らかにした。すなわち『鎌倉大日記』の応仁元年頃から文亀元年までの記事の多くは、前述した年代記の出典Ｄの編纂者が実際に経験・見聞したことが反映したものと考えられることから、この期間に発生した明応 4 年 8 月 15 日の鎌倉地震洪水の記事は信頼できるとした。

（史料 1）

八月十五日、大地震洪水、鎌倉由比浜海水到千度檀、水勢大仏殿破堂舎屋、溺死人二百余、
九月、伊勢早雲、攻落小田（原脱）城大森入道、

史料 1 が『鎌倉大日記』彰考館本の明応 4 年条であり [(7)]、同時代史料として信頼できるとした。しかし、それは次行にある同年 9 月の伊勢早雲が小田原の大森入道を攻め落としたという記事も認めることを意味した。そのため戦国期北条氏の研究者には賛同者もみられるが [(8)]、黒田基樹氏は批判している [(9)]。後述するように、黒田氏が拙稿を否定する根拠の史料も、年代記である『勝山記』である。つまり、年代記である『鎌倉大日記』と『勝山記』を比較し検討する必要がある。

そこで本稿は、明応関東地震の年次を確認することを目的としながら、典拠とされる年代記という史料を比較検討して考えたい。

１　黒田基樹氏による批判の検討

1 では、黒田基樹氏による批判の内容を検討する。黒田氏が批判する主な理由は次の三つである。①年代記には数年の誤記載もありうること、②明応 5 年に比定する 7 月 25 日付の上杉顕定書状に小田原の大森氏が伊勢宗瑞（早雲）といまだ味方同士であったことを確認できること、③盛本昌広氏の明応 9 年説を状況の整合性から妥当であるとすることである。

黒田氏の批判全体をみると、拙稿において『鎌倉大日記』の信頼性を論証した部分や方法に対しては正面から否定していないことがわかる。批判理由①のように、数年の誤記載もありうると指摘するが、『鎌倉大日記』が同時代の史料であることを否定してはいない。また、たしかに現存する『鎌倉大日記』はすべて写本であるため、書写の誤りは否定できない。しかし、すでに拙稿でも述べたように、管見のかぎり『鎌倉大日記』の写本はすべて 1 頁に 5 年ずつ記載されており、明応 4 年条はいずれも見開きの右端にあたるため、書写による年次の誤りは生じにくいと考えられる。

ただ問題点は、批判理由②の明応 5 年に比定する 7 月 25 日付の上杉顕定書状の解釈をめぐる点である。

（史料 2）

自堀内之文箱等給候、毎事懇之条難謝候、向後弥対堀内無等閑候者、本懐満足候、仍徳恵首座帰路ニ委曲被申越候、喜悦候、国中速静謐目出大慶候、猶以無油断様意見肝要候、疵未思様候哉、被用印判候、無心元候、定漸可為自由候歟、将又、於相州同名左衛門入道向取立陣城対陣、既去四日差寄候間、右衛門尉其外打出遂一戦、得勝利、為始伊勢弥次郎宗者数多討捕、験到来本意候、如斯之上、<u>大森式部少輔・刑部大輔・三浦道寸・太田六郎右衛門尉・上</u>

田名字中、并伊勢新九郎入道弟弥次郎、要害自落、西郡一変、至于東郡進陣、上田左衛門尉要害実田進陣処、治部少輔打越候、有行之旨、左衛門入道入馬之由、注進到来之間、彼国へ可進発義定候、当地事、　公方様被立、
御旗候間、為御警固庁鼻和三郎・同蔵人大夫・上州一揆等差置候、巨細重可申送候、恐々謹言、
　七月廿四日　　顕定（花押）
　　長尾信濃守殿

史料 2 が上杉顕定書状である[10]。これによれば、山内上杉顕定方は相模で扇谷上杉方と戦い、伊勢早雲の弟弥次郎らが率いる軍勢を破ったため、傍線部の大森式部少輔以下伊勢弥次郎までの者たちの要害が自落して西郡が一変したという。黒田氏は史料 2 から、前述した批判理由②のように、傍線の大森式部少輔は小田原城主（小田原大森氏の当主）であり、明応 5 年（1496）7 月の時点では伊勢弥次郎らとともに顕定と敵対、すなわち伊勢早雲と味方同士であったとし、早雲はまだ小田原城＝大森氏を攻略していなかったと解釈するのである。

しかし、この解釈については以前にすでに拙稿で疑問を呈している。要点をあげると、まず大森氏には当時少なくとも「式部大夫（大輔）」を称する憲頼・成頼・氏康の系統と「信濃守」を名乗る氏頼・実頼・藤頼の両系統が存在していたこと[11]、そして、一次史料に登場する大森式部少輔（大輔）は文亀元年（1501）前後まで式部少輔（大輔）と呼ばれ出家入道していないことから、『鎌倉大日記』に記される「大森入道」は、式部少輔とは別人である可能性があるとした[12]。この可能性について黒田氏は、あくまで推測にすぎないと退けているが、推測できる余地が残っていること自体が問題である。

また、大森式部少輔らのいた城が小田原であるかどうかは確定できず、相模の中郡から西郡にかけての複数の要害である可能性もあり[13]、黒田氏の解釈については問題点が残る。そして、池上裕子氏は、明応 4 年に早雲が小田原を攻略した説であっても、矛盾なくこの書状を解釈できるとして北条早雲の動きを叙述している[14]。

さて、そもそもの問題は史料２の年次比定である。黒田氏は、史料２の内容が『勝山記』の明応 5 年条の記事と対応することから同年に比定している。その『勝山記』の明応 5 年条にある該当記事は「此年伊勢入道ノヲトヽ弥二郎、七月ラウトウ太敷共ニ打死」である[15]。たしかに史料２の「為始伊勢弥次郎、宗者数多討捕」と共通する。しかし、黒田氏が年次比定の根拠とする『勝山記』は、『鎌倉大日記』と同じ年代記である。前述した批判理由①の年代記には数年の誤記載もありうるとする点と矛盾してはいないだろうか。年代記である『勝山記』の信頼性をあらためて史料学的に検討する必要があろう。

あともう一つ拙稿の批判理由とするのが、③盛本昌広氏の明応 9 年説を状況の整合性から妥当であるとする点である。

２　盛本昌広氏の明応９年説の検討

2 では、盛本昌広氏の説[16]を紹介し検討する。盛本氏は、金子浩之氏が静岡県伊東市の宇佐美遺跡の 15 世紀末の津波堆積物を、明応 7 年の東海地震ではなく別の相模トラフ地震のものであるとしたことに賛同するいっぽう、金子氏が『鎌倉大日記』などから明応 4 年の地震であるとしたことについては否定する。そして盛本氏は、『鎌倉大日記』のような年代記より信憑性が高いとして、甲斐国（現山梨県）河口湖近辺に伝来した『勝山記』の記事に注目し、明応 9 年（1500）6 月 4 日に明応 7 年より強い地震があり、この地震こそ相模トラフ発生の地震であるとした。

（史料 3）

明応七年戊午閏月十月ナリ、

正月ノ一日ヨリ事ノ外ニアタヽカニ雪フラス、道吉、八月廿五日辰剋ニ大地震動シテ、日本国中堂塔、乃至諸家悉頽レ落、大海辺リハ皆々打浪ニ引レテ、伊豆ノ浦ヘ悉ク死失、又小河悉損失ス、同月廿八日大雨大風無限、申剋当方ノ西海、長浜、同大田輪、大原悉ク壁ニヲサレテ人々死ル事大半ニ過ヘタリ、アシワタ・小海ノイハウ皆悉ク流テ白山ト成リ候、武田親子此季和睦シ玉フナリ、冬雪ハサシテ不レ降、大飢饉無申計候、

明応八年己未、七大五小也、

正月五日大地震動スル也、惣テ正月大風吹也、売買事ノ外高シテ、春ツマル事不及申ニ大麦・小麦共ニヨシ、吉田上行寺上ヘ引ルヽ也、七月六日エイ山三塔九院、悉ホソ河殿焼払也、此季霜月王流サレテ三嶋付玉フ也、早雲入道軈テ相州ヘ送給也、

明応九季庚申、六大六小也、

此年マテモ大地動不ルレ絶、五月十八日大風吹ク、吉田トリイ卯月廿日タツ、六月四日大地動、上ノ午ノ年大地震ニモ勝レタリ、惣テイカナル日モ夜モ動ル事不絶、更ニ無限、此年六月富士ヘ道者参ル事無限、関東乱ニヨリ須走ヘ皆々道者付ナリ、此年八月貫主様ヨリ当分法寺ヲ給ル、御渡状共頂タイ仕候、為後日示置申候、

史料 3 は『勝山記』の明応 7 年～9 年条であり[17]、地震の記事に傍線を引いた。盛本氏が注目した記事は、明応 9 年条の「六月四日大地動、上ノ午ノ年大地震ニモ勝レタリ」であり、6 月 4 日の地震動は「上ノ午ノ年」すなわち戊午年である明応 7 年の大地震よりもまさっていたとある。しかし、盛本氏の根拠は、山梨県河口湖付近で東海地震より強い揺れを感じる地震は、相模トラフ地震であるとする点のみである。この記事から明応 9 年 6 月 4 日に河口湖付近あるいはどこかで[18]大地震があった可能性を指摘することはできるが、それ以上のことは言えない。また、局地的に起きる大地震の可能性についても考慮していない。

盛本氏は、関東で大地震がある時には京都で小さな地震があるとし、公家近衛政家の日記『後法興院記』によれば、『勝山記』に大地震があったとする 6 月 4 日には記事はないが、6 月 25 日条に「酉刻地震」とあるので、『勝山記』の日付は誤りで 6 月 25 日だとする。この時点で『勝山記』の信憑性が高いとする点に矛盾する。『勝山記』が信頼できるのであれば、6 月 4 日を重視すべきであり、4 日に京都で有感地震がなかったことは、4 日の地震が局地的なものであった可能性を示しているのではなかろうか。ちなみに『鎌倉大日記』の地震記事（史料 1）の明応 4 年 8 月 15 日については、『後法興院記』[19]や、禁中御湯殿に仕える女官が書き継いだ『御湯殿上日記』[20]の同日条に有感地震の記事を確認できる。

また、前述のとおり盛本氏は、明応 9 年 6 月 4 日の地震が明応 7 年の地震より強い地震であることに注目する。しかし、『勝山記』の天文 18 年（1549）条には「此年ノ卯月十四日ノ夜中ノ比、ナイユリ申候事、言悟道断、不及言説ニ候、五十二年サキノナイ程ト申伝ヘ候、餘リノ不思義サニ書付申候」と記される。この記事によれば、天文 18 年 4 月 14 日（1549 年 5 月 11 日）の夜中に言葉に言い表せないほどの大地震があり、52 年前すなわち明応 7 年（1498）の地震ほどであったとの言い伝えがあったとする。つまり、少なくとも天文 18 年の人々にとっては、明応 9 年ではなく、明応 7 年のほうが大地震として記憶や言い伝えが残されていたことがわかる。

さらに付言すれば、この天文 18 年 4 月 14 日の大地震に関わる有感地震は、管見のかぎり京都だけでなく他の史料でも確認できないことから、局地的な地震であった可能性が高いのではなかろうか。明応 9 年の大地震も同様な局地的な地震であったのではなかろうか。

以上の点から、盛本氏の明応9年説をそのまま受け入れるのは難しいと言えよう[21]。

さて、そもそも盛本氏は『勝山記』を『鎌倉大日記』よりも信憑性が高いとするが、その根拠は示されておらず、史料批判も行っていない。1で前述した黒田基樹氏も同様である。そこで次に年代記である『勝山記』について史料学的に考えてみたい。

3　年代記『勝山記』の史料としての評価

『勝山記』については、山梨県河口湖町の法華宗寺院常在寺に関わる者が編纂したとされ、原本は伝わらないが写本が数多く残っており、従来年代記としては多くの研究がある[22]。冨士御室浅間神社が所蔵する伝来本が最善本とされ、勝山村史編さん委員会編の『勝山記　勝山村史別冊』には写真も掲載されている[23]。『勝山記』の構成は、記事の内容や書き継ぎなどの観点からみると、①寛正6年（1465）以前の歴代天皇や仏教に関わる記事、②文正元年（1466）から天文初年（1532）頃までの大原荘（河口湖周辺）を中心とした記事、③天文初年頃から永禄6年（1563）までの下吉田郷（富士吉田市）を中心とした時期の大きく三つに分けられる[24]。そして、『勝山記』の原本は永禄6年以後16世紀後半には作成され、近世の早い段階に書写されたという。さて本稿で必要な記事は、15世紀末であり②の時期のものである。

②の時期の記事については、常在寺に伝わる聖教「教機時国教法流布五段鈔」の末尾に記された「日国覚書（「日国記」）」の延徳3年（1491）・4年の記述を抜粋引用して『勝山記』の両年分の記事が記されていることが明らかにされている。いっぽう、「日国覚書」と『勝山記』の記事を比較検討した堀内亨氏は、この時期の『勝山記』の記事には、改元や私年号「福徳」使用により年紀を誤るなどの混乱が多くみられ、当時の年号使用の認識・記憶のない世代が、記事の取捨選択や編集を行ったことを明らかにしている[25]。具体的にみてみよう。

（史料4）

A延徳元二開元庚戌

京ニハ正京二年ト延徳ヲカエ玉フナリ、此年ハ多日テリ、後ニハ大風大雨フリテ、作モウ皆実モナシ、大飢饉無申計、天下ニ此年サヽラヲ老若共ニスル事無レ限、又京ニ王崩御トテ福徳二年庚戌年号ヲ賛ル也、此年一季中ニ三度季号賛ルナリ、以ノ外ニ大飢饉シテ、其ノ年ノ内ニ米ハ七十、大豆ハ六十、粟ハ更ニナシ牛馬カツエ死ルコト大半ニ越タリ、人民飢死コト無限、

B明応元辛亥　此年モ季号イロ〳〵也、

此年モ大飢饉無申計、売買ナシ、北条ノ御所遷化也、牛馬飢死事無限、シヲカ初ハ四貫文、後ハ三貫六百文ニ一駄売候、此年六月二日大雨フリ、在所皆流ルヽ也、此年クワケン習、京ヨリ西尊院トテ習ハセ玉フナリ、ケイコ三月十四日ナリ、

C延徳四季壬子

此年六月十一日、甲州乱国ニ成リ始テ候也、当年ハ夏ヨリ世間クツロク也、

D明応二年癸丑

此年甲州以ノ外ニ物忿也、惣領度々合戦負玉フ、世間ハ福貴ス、売買ヤソシ、駿河国ヨリ伊豆ヘ打入也、

E明応三季甲寅

此年売買吉（ヒ）、吉田取訪（スハノ）大明神鐘子武州ヨリ鋳テ昇テ候、三月廿六日ノ合戦ニハ武田彦八郎殿負玉フ、大蔵ノ大輔打死、同山中殿打死也、此年フシサハ道場炎上、同タイマ道場焼ル也、耕作ハ半分モ実不入、

史料 4 は『勝山記』の延徳 2 年（1490）～明応 3 年（1494）の記事である。年号・年次に混乱がみられるため文頭にＡ～Ｅを付した。これによれば、まずＡは「延徳元・二年」と年が併記されるが、「庚戌」年は延徳 2 年（1490）である。また、同年条の「京ニ王崩御トテ」は同年の 9 代将軍義熙（義尚）の死去を指すと考えられ、それをうけ「福徳二年」に年号を改めたとするが、関東で用いられた私年号「福徳元年」は延徳 3 年（1491）、すなわち福徳 2 年は延徳 4 年のことであり、年号の認識に誤りがみられる。また、Ｂによれば、冒頭から「此年モ季号イロ〳〵也」と記しており、『勝山記』の編纂者が年号認識の混乱を自覚していたことがわかる。その点は、Ａの年号が延徳、Ｂが明応、Ｃが延徳と順序が入り組んでいることからもうかがえる。そして、Ｃの「此年六月十一日、甲州乱国ニ成リ始テ候也」という甲斐の戦国時代の始まりを告げるような文言は、堀内氏も述べるとおり、同時代ではなく後世の歴史的評価であり、「日国覚書」にない後世の編集文言であると言えよう。

また、これ以外に笹本正治氏は、例えば文亀 2 年（1502）条の狐が人になって人の家来になるとか、永正元年（1504）条の武州に鼠が多くなって昼に女を食い殺し、猫も食い殺したとか、永正 8 年（1511）条の大原へ天狗どもが集まり三度鬨の声をあげたというような不可思議で信頼できない記事も多いことを指摘している[26]。

以上のように、『勝山記』の②の時期、少なくとも 15 世紀末から 16 世紀初め頃までの記事は、はじめにで述べた年代記の出典分類によれば、Ａ既存の年代記（原年代記）、Ｂ既存の文献等、Ｃ既存の伝承等に依拠し、後世の人間が編集して作ったことは明らかである。すなわち、その時期の記事の史料としての信頼性は低く、慎重に史料批判を行わなければ使うことはできないと言えよう。

おわりに

本稿では、明応関東地震の年次を確認することを目的としながら、典拠となった年代記『鎌倉大日記』と『勝山記』を比較検討してきた。その結果、史料学的な観点からみれば、『鎌倉大日記』の 15 世紀後半の記事は、『勝山記』のそれよりも史料として信頼性が高いことは明らかである。したがって、現時点において、15 世紀末頃に静岡県伊東市に津波をもたらした地震の年次は『鎌倉大日記』の記事に拠る明応 4 年説が最も信頼できると言えよう。

年代記の記述は、成立年代が同時代に近いとしても、編纂者の物心つく以前まで遡って全面的に信頼できるわけではない。年代記から信頼できる記事を抽出して歴史史料として用いるには、原本や原年代記の伝写過程、写本類との比較など様々な分析や史料批判が必要となる。換言すれば、それらの分析や史料批判をふまえれば、年代記から信頼できる記事を抽出することが可能であることになる。

はじめにで述べたように、歴史学においては史料批判をふまえた年代記の活用は十分であるとは言えない。田良島哲氏が指摘するように、従来の歴史学における政治史・社会史研究において、年代記の史料学的な分析は、得られる事実に対する手間の大きさから省略されてきたと言える。そのため歴史学において年代記という史料に対する認識が低く、ある程度の定評のある年代記であれば史料批判をせずに恣意的に使ってきたのではなかろうか。

文書や日記などの史料を補足するために年代記を用いるのであれば問題はない。しかし、前述のとおり、地方でおきた歴史地震は年代記にしか記されない場合が多く、その記事が唯一の歴史地震の手がかりとなることが少なくない。例えば、本稿で扱った関東地震（相模トラフ地震）の発生年次が、明応 7 年の東海地震（南海トラフ地震）の前か後かによってその意味は大きく異なる。歴史地震の年次比定が、防災対策など現代社会に影響力をもつのである。

歴史地震研究を確実に進めるには、年代記の史料学的な研究・分析は不可欠である。そして、そ

れは結果として、政治史・社会史の研究にも新たに有益な史料を提供することにつながり、歴史学全体の研究を進展させることになるのではなかろうか。

註

(1) 笹本正治「中世地震史料の問題点」(『月刊地球』317 号、2005 年)、田良島哲「地震史料データベース化における史料学的課題―中世の年代記を中心に―」(『月刊地球』317 号、2005 年)、峰岸純夫「中世東国における大地震の発生と戦乱の勃発」(『季刊東北学』29 号、2011 年)、同「中世災害と戦乱」(埼玉県立嵐山史跡の博物館編『シンポジウム災害からみた中世社会資料集』地域に遺る文化財を活用した地域振興事業実行委員会、2013 年)、矢田俊文「既刊地震史料集の校訂の諸問題」(初出 2005 年、のち同『地震と中世の流通』高志書院、2010 年所収)、同『中世の巨大地震』(吉川弘文館、2009 年)、同「中世後期の地震と年代記」(『東北中世史研究会会報』22 号、2012 年)、同「中世・近世初期の地震」(前掲『シンポジウム災害からみた中世社会資料集』、2013 年)、拙稿「明応四年の地震と『鎌倉大日記』」(『新潟史学』72 号、2014 年)、同「『鎌倉大日記』にみる 15 世紀の関東地震と江の島の隆起・沈降」(『災害・復興と資料』6 号、 2015 年)、同「不忍文庫旧蔵『年代記』と中世の地震」(『災害・復興と資料』第 8 号、2016 年) など。

(2) 峰岸純夫前掲註 (1) 各論文など。

(3) 田良島哲前掲註 (1) 論文。

(4) 矢田俊文前掲註 (1) 各論文。

(5) 拙稿前掲註 (1)「明応四年の地震と『鎌倉大日記』」。以下、本文中で拙稿と記すのはすべてこの論文のことをさす。

(6) 金子浩之「宇佐美遺跡検出の津波堆積物と明応四年地震・津波の再評価」(『伊東の今・昔―伊東市史研究―』10 号、2012 年)。

(7) 竹内理三編『増補続史料大成第 51 巻　鎌倉年代記・裏書 武家年代記・裏書 鎌倉大日記』 (臨川書店、1979 年) 。

(8) 池上裕子『北条早雲』(山川出版社、2017 年)。

(9) 黒田基樹「小田原北条家の相模経略―戦国時代の到来―」(関幸彦編『相模武士団』吉川弘文館、2017 年)。

(10) 宇津江文書 (東京大学史料編纂所所蔵ボーンデジタル画像)。

(11) 伊東和彦・池上裕子「小田原城主大森氏と奉公衆葛山氏」(『小山町史第 6 巻　原始古代中世通史編』第 12 章第 5 節、小山町、1996 年) など。

(12) 拙稿前掲註 (1)「明応四年の地震と『鎌倉大日記』」。

(13) 家永遵嗣「北条早雲研究の最前線」(北条早雲史跡活用研究会編『奔る雲のごとく―今よみがえる北条早雲』北条早雲フォーラム実行委員会、2000 年)、池上裕子前掲註 (8)。

(14) 池上裕子前掲註 (8)。

(15) 冨士御室浅間神社所蔵 (勝山村史編さん委員会編『勝山記　勝山村史別冊』勝山村、1992 年)。

(16) 盛本昌広「『温故集録』収録の龍華寺棟札写」(『金沢文庫研究』335 号、2015 年)。

(17) 前掲註 (15)。

(18) 笹本正治氏は『勝山記』(『妙法寺記』) の明応 7 年～9 年の地震記事について、甲斐に残る他の年代記『高白斎記』・『塩山向嶽禅庵小年代記』・『王代記』と比較検討し、これらの地震記事が全国のことか甲斐独自の地域のことなのか事実確認は難しいとする (前掲註 (1) 論文)。

(19) 竹内理三編『増補続史料大成第 7 巻　後法興院記』 (臨川書店、1967 年) 。

(20)『続群書類従補遺三　お湯殿の上の日記 (二)』(続群書類従完成会、1980 年)。

(21) 前掲註 (16) の盛本氏の明応 9 年説は、龍華寺 (現神奈川県横浜市金沢区) の中興された時期に合致するという理由から生まれている。元禄 14 年 (1701) に住職 14 世快暹が記した「龍華寺略縁起」によれば、退転していた六浦の浄願寺と光徳寺を明応 8 年に合併して龍華寺を成立したとされることから、寺の退転は従来、直

前の明応 7 年の東海地震の津波被害によるものと考えられてきた。しかし、前掲註（6）の金子氏論文により 15 世紀末頃におきた東海地震とは別の相模トラフの地震の存在が明らかになり、明応 7 年の寺の退転は否定された。そこで盛本氏は、龍華寺所蔵弥勒菩薩像の胎内文書 2 通に明応 9 年 12 月の奥書があり、その署名者が年月日未詳の本堂客殿棟札写の施主と同人であることから同時期に龍華寺を中興したこと、そして、寺の退転を『勝山記』明応 9 年 6 月 4 日の地震津波によると指摘するに至ったのである。たしかに明応 9 年 12 月前後に龍華寺が成立した可能性は首肯できるが、寺の退転時期はそれ以前であればいつでも、明応 4 年であっても成り立つことである。また、仮に明応 9 年 6 月 4 日の地震津波であったとして、退転直後の半年ほどの間に浄願寺と光徳寺を合併し、本堂客殿などを建立し、弥勒菩薩像まで造立することが現実的に可能なものであろうか。そして、そもそも寺退転の原因が地震津波によるものであるとは、「龍華寺略縁起」にさえ記されていないことである。

(22) 流石奉『勝山記と原本の考証』（国書刊行会、1985 年）、柴辻俊六「『勝山記』と『妙法寺記』について」（『信濃』44 巻 6 号、1992 年）、同「再び『勝山記』（『妙法寺記』）の成立をめぐって」（『甲斐路』83 号、1996 年）、末柄豊「『勝山記』あるいは『妙法寺記』の成立」（『山梨県史研究』3 号、1995 年）、堀内亨「史料紹介「河口湖町常在寺所蔵史料」」（『山梨県史研究』3 号、1995 年）など。

(23) 前掲註（15）。

(24)「勝山記」（『山梨県史資料編 6 中世 3 上 県内記録』解説編、山梨県、2001 年）。

(25) 堀内亨前掲註（22）論文。

(26) 笹本正治前掲註（1）論文。